

集団的自衛権の定義

国際法と日本政府の相違

経済学部経済学科3年 橋本ゼミ 多賀俊明

集団的自衛権の定義の仕方は各国、各機関によってばらつきがある。その中で一番妥当性があるとして採用すべきは、国際司法裁判所の見解、つまり国際法上のものである。しかし、安倍内閣率いる現日本政府はこの解釈とは全く異なっている。日本が集団的自衛権行使容認をする前提で、日本が自衛権どう解釈すれば国際的にも妥当かを考えていきたい。

政府公式見解の何が問題か

まず、政府公式見解の何が問題なのかを考える。1つは、解釈そのものが国連憲章で定義された集団的自衛権に基づいていないということである。集団的自衛権は軍事的なものであるので、いざ問題が起こればどこまで被害が広がるかわからない。だから集団的自衛権の定義については、慎重かつ客観的視点に立って厳格に考えていかなければならないが、日本政府の集団的自衛権の定義づけは、厳格な客観的判断に基づいたものであるとはつきり言えるのか、かなり疑問である。

日本政府の自衛権行使3要件の1つ目に、我が国に対する急迫不正の侵害があること、というのがある。しかし急迫不正の侵害というのは、武力行使を実際に受けたということではなく、武力行使またはそれに付随する行為を受ける可能性があるということである。つまり、この要件に即して考えれば、日本は武力攻撃の事実がなくても個別的集団的どちらにおいても自衛権を行使することができるのだ。これは日本国憲法9条から逸脱しており、明らかな憲法違反だ。

もう1つは、急迫不正の侵害という少しわかりにくい表現をあえて使うことからわかるように、自衛権を幅広く行使できるように様々な解釈ができるような余地を意図的に政府公式見解の中に残していることだ。限定的集団的自衛権とも言っているが、この限定は、集団的自衛権の行使の幅を狭めるものでは決してない。時の首相が主観で「限定的」に判断するものだ。これのどこが限定的集団的自衛権といえるのだろうか。また自衛権の定義にしても、政府は言葉を巧みに利用してその真意をわかりにくいものにさせようと技とされていると感じられる。結論からいうと、政府は集団的自衛権を全面的に認めたい。しかし、世論や他政党や他国との関係を考慮して、あくまでも表面上は限定していると思わせるため、曖昧な表現（自衛権は国家の固有の権利という表現が例だ）を駆使して集団的自衛権に対する公式見解を作り上げているのだ。

国際法とは？

次に、本題に入る前に国際法とは何か簡単にふれておく。国際法は名前の通り、複数の国や国際的機関の国際的合意によるものである。そして国際法は大きく条約と慣習法に分けられる。条約は、成文化されたもので、国際法に基づいて成立する国際的合意である。慣習法とは、慣習によって成り立つ不文のものである。自衛権を規定している国連憲章は条約に分類される。

自衛権の要件

では自衛権の要件を見ていこう。自衛権の要件は3つあり、武力攻撃の発生という実質的要件、安全保障理事会が必要な措置を取るまでという時間的要件、安全保障理事会への報告という手続き的要件である。この要件は個別的自衛権と集団的自衛権共通の要件である。2つ目の安全保障理事会が必要な措置を取るまでというのは、集団安全保障を行うまでということである。この3つの要件は、国連憲章第51条に明記された慣習国際法上の要件だ。

またこの3つにさらに加えて、必要性、均衡性という要件もある。この2つは、国連憲章第51条には明記されていないが、慣習国際法に課されていて、憲章51条にも適用される。必要性とは、武力を行使する以外他に執るべき手段がない場合、均衡性とは、武力攻撃に対して執る自衛行動が均衡ある措置でなければならないということだ。つまり、過剰防衛を禁じている。そして国連加盟国が自衛権を行使する際には、両方の要件を満たす必要がある。日本政府の公式見解は上記5つの要件に従っているといえるのだろうか。

日本政府の自衛権の要件

日本政府の考える自衛権の要件は3つある。1つ目は、我が国に対する急迫不正の侵害があること、2つ目は、これを排除するために適当な手段がないこと、3つ目は、必要最小限度の実力行使にとどまるべきことである。3つ目の要件は、憲法9条を考慮してのことだろう。政府の自衛権の要件の1と2は、戦前の自衛権解釈と同じだ。つまり、政府の自衛権解釈は、国連憲章発効以前の解釈そのままであるということだ。驚愕の事実である。日本は国連憲章や慣習国際法上の5つの要件に従っていないと考えられる。

国際法による集団的自衛権の定義

ここからは本題の集団的自衛権の定義についてだ。まず、国際法による集団的自衛権の定義を見る。集団的自衛権は、自衛という言葉を使っているが、あくまでも本質は他国防

衛の権利であり、発動のためには2つの要件を満たすとしている。1つが、武力攻撃の被害国は、武力攻撃を受けているという認識を形成し、宣言しなければならないというもの。2つ目が、武力攻撃の被害国であるとみなす国家が、援助の要請をしない限り、集団的自衛権の行使は認められない、というものだ。国際法による集団的自衛権の定義は、何も曖昧な表現がなくすっきりした内容だ。とてもわかりやすい。

日本政府による集団的自衛権の定義

では、日本政府による集団的自衛権の定義はどうであろうか。集団的自衛権は、他国に関わる死活利益の防衛であり、発動のためには3つの要件が必要としている。1つ目は、我が国と密接な関係にある外国に対して武力攻撃が発生すること、2つ目は、その事態が我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があること、3つ目は、その国の明示の要請または同意を得ること、というものだ。1つ目の要件は、まさに他国に関わる死活利益の防衛ということである。簡単に言うと、ある国が武力攻撃を受けることは、自国が武力攻撃を受けた時に匹敵する政治的経済的ダメージが自国にも及ぼされる場合に集団的自衛権を行使するということである。

日本政府による集団的自衛権の定義は国際法のそれに比べてとても曖昧でわかりにくい。集団的自衛権の本質が他衛権であるならば、こんな回りくどい表現は必要ないのになぜこのような表現を用いるのだろうか。これは先述したとおり、世論や諸外国からの反発を考慮してのことだろう。しかも日本は平和憲法を有し、自衛隊は持ってはいるが、いわゆる戦力は放棄した特殊な国だ。かつ日本は世界で3番目の経済大国でありその影響力は非常に大きい。だからその国が180度方針を転換する行動に、世論や諸外国が過剰反応を示すのは頷ける。その中身はなんら普通の集団的自衛権と変わらない内容なのだが、わざわざ表面的には限定的に装った回りくどい言い方をしなければならないのはそのような理由からもあると思う。

しかし、曖昧な表現で世論をすり抜けようとしても、その曖昧さゆえ情報の透明性が失われ、人々は不信感を募らせる。そしてその不信感を和らげようと、曖昧な表現を駆使して集団的自衛権を是が非でも認めさせようとする行動がますます人々に不信感を与え、政府と国民の間に溝ができる。これではいつまでたっても集団的自衛権は認められないし、諸外国も日本政府の真意が見えなくなり、日本から離れていってしまうだろう。

では、今の日本にとって集団的自衛権とはどう向き合えばいいのだろうか。

そもそも自衛権とは

ここで、自衛権とは何かに戻る。答えはここにあると思う。そもそも自衛権とは国連憲章で戦争が違法化されてからの概念である。日本の自衛権解釈は戦前のままだと上述した

が、戦前は武力行使自体が禁止されていないため、戦前の自衛権は戦争開始のための名目上の権利に過ぎない。だから戦前の自衛権で今日の自衛権を議論することは不可能であり、全くの無駄なことだ。あくまでも、武力行使禁止原則の例外として機能する自衛権が重要であり、国連憲章に則った自衛権概念を日本政府は採用すべきなのである。日本は個別的集団的を問う前に、自衛権解釈そのものをきちんと国際的に定義されたものに基づくものにしなければ集団的自衛権の議論はスタートラインにも立たない。

逆に解釈を変えることができれば、回りくどい表現は必要なくなる。自ずと集団的自衛権の公式見解もシンプルになるだろう。集団的自衛権行使容認を全面的に国民に認めさせるためには、きちんとした集団的自衛権に関する情報を国民に提供し、国連憲章に則った集団的自衛権行使を可能にするための改憲や法整備を徹底することだ。

集団的自衛権容認による問題点は少なからずあるが、ここでは自衛権そのものの定義や解釈について論じているので、それには言及しない。